

公安委員会 決裁資料	銃刀法に基づき公安委員会が指定する医師に 係る公安委員会告示と一部改正	令和8年4月9日 生活安全企画課
---------------	----------------------------------------	---------------------

1 根拠規定

(1) 銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）第12条の3

公安委員会は、銃砲等の所持許可を受けた者が許可を受けた後も引き続き許可の基準に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、その者に対し、その指定する医師の診断を受けるべきことを命じること（受診命令）ができる。（関係箇所抜粋）

(2) 県公安委員会規則による指定手続

上記の公安委員会が指定する医師につき、公安委員会規則でその指定手続が規定されており、指定した場合等の告示義務も規定されている。

別添「銃砲刀剣類所持等取締法に規定する診断を行う医師の指定に関する規則」参照

2 指定の状況

令和6年12月20日の指定医の指定（公安委員会告示）

3 指定、解除、改正の内容

(1) 告示（解除と指定）

県立始良病院山畑良藏医師の退職に伴い指定を解除し、同病院畑幸宏医師を新たに指定医に指定する。

(2) 一部改正

ア 田中脳神経外科クリニックが名称変更と移転をしており、名称を田中脳神経外科・頭痛クリニックに、所在地を鹿児島市上之園町25番4号鹿児島甲南スクエア202に告示を改正する。

イ 銃刀法施行令の改正（令和6年7月14日）による条ズレにより、鹿児島県公安委員会告示第137号の表中の銃刀法施行令第8条第3号を同法施行令第11条第3号に告示を改正する。